

(参考) 中間検査を行う建築物の取扱いについて

1 中間検査の対象となる建築物について

平成 19 年長野県告示第 297 号 (抜粋)

2 中間検査を行う建築物の構造、用途又は規模

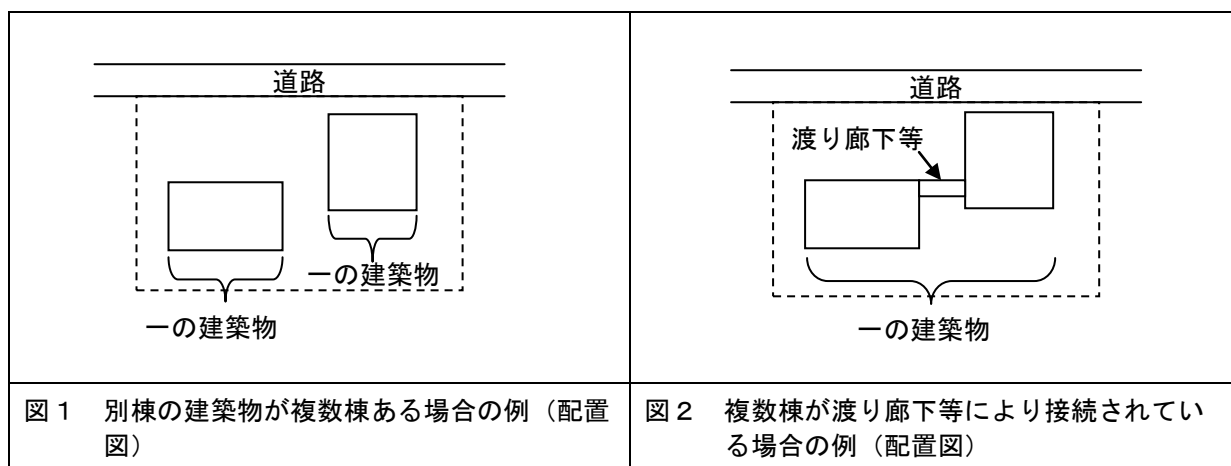
新築に係る一の建築物又は増築若しくは改築に係る一の建築物の部分が次のいずれかに該当するもの

ア 主要構造部である柱又は梁の過半を鉄骨造としたもので、階数が 3 以上又は延べ面積が 1,000 平方メートルを超えるもの

イ 法別表第 1 の(1)から(4)までの項の(い)欄に掲げる用途に供する特殊建築物 (共同住宅を除く。)で、階数が 3 以上かつ延べ面積が 500 平方メートルを超えるもの

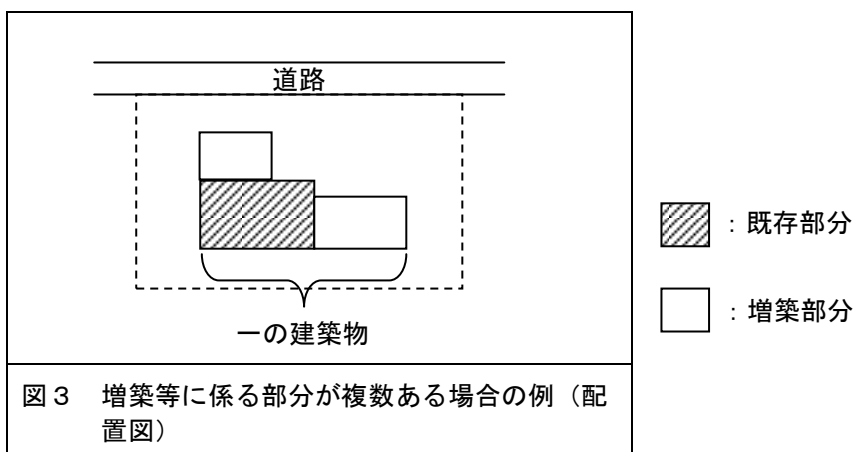
(1) 「一の建築物」について

敷地内に別棟の建築物が複数棟ある場合 (図 1) はそれぞれ棟ごと (一の建築物ごと) に対象建築物であるか否かを判断します。同様の場合で、複数棟が渡り廊下等により接続されている場合 (図 2) は、接続されている建築物と渡り廊下等の全てをあわせて一の建築物とし対象建築物であるか否かを判断します。増築及び改築 (以下「増築等」という。) の場合も同様に判断します。



(2) 「延べ面積」について

一の建築物の延べ面積で判断します。増築等の場合で、一の建築物において増築等に係る部分が複数ある場合 (図 3) は、増築等に係る部分の床面積の合計で判断します。



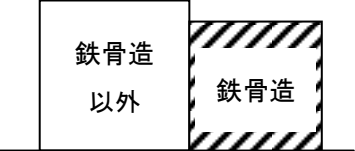

(3) 「階数」について

一の建築物の階数で判断します。増築等の場合は、増築等に係る部分の階数で判断します。

(4) 「過半」について

混構造の場合において、過半を鉄骨造としたものの判断については、鉄骨造で区分された部分（図4、5）の床面積が、新築の場合は一の建築物の延べ面積に対して、増築等の場合は一の建築物のうち増築等に係る部分のみの床面積の合計に対して、それぞれ過半を超える場合は鉄骨造と判断します。

ただし、鉄骨造部分の階数が3階以上又は面積が1,000㎡を超える場合は、中間検査の対象となります。

	
<p>図4 鉄骨造で区分されている場合の例（立面図）</p>	<p>図5 鉄骨造で区分されている場合の例（立面図）</p>

2 指定する特定工程について

平成19年長野県告示第297号（抜粋）

3 指定する特定工程

- (1) 鉄骨造にあつては1階の建方工事
- (2) 鉄骨造以外の構造にあつては2階の床及びこれを支持する梁に鉄筋を配置する工事

(1) 特定工程の判断

鉄骨造の場合は告示3(1)、鉄骨造以外の場合（RC造、SRC造等）は告示3(2)の特定工程の有無により判断します。

(2) 対象建築物と特定工程との関係

対象建築物に該当する場合でも特定工程が含まれない場合は、中間検査の対象とはなりません。また、特定工程が存在しても、対象建築物でなければ中間検査の対象となりません。対象建築物であつて、かつ、特定工程が存在する場合にのみ中間検査の対象となります。

対象建築物 (○：該当、×：非該当)	特定工程の有無 (○：有、×：無)		中間検査対象の判断 (○：対象、×：非対象)
○	×	⇒	×
×	○	⇒	×
○	○	⇒	○